

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資法」及び「貸金業規制法」の改正を求める要望意見書

近年、破産申立件数は、平成14年に20万件を突破して以来、平成15年は24万件、平成16年は21万件と依然として高水準にあります。

これは、消費者金融、クレジット、商工ローンなどで多額の債務を負い、返済困難に陥った多重債務者や中小零細事業者が主であり、リストラや倒産による失業、収入減や生活苦、低所得などを理由とする「不況型」「生活苦型」自己破産が大半を占めています。また、警察庁の統計によれば、平成15年度の経済的理由による自殺者は8,897人にも上り、さらにこの多重債務問題が、離婚や配偶者への暴力、児童虐待、犯罪などの被害を引き起こす要因になっているケースも多く、依然として深刻な社会問題となっています。

この多重債務者を生み出す大きな要因の一つに「高金利」があげられます。

現在、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下、「出資法」）上の上限金利は、年29.2%であり、ほとんどの貸金業者等がこの出資法の上限金利で営業しています。この出資法の上限金利については、平成15年7月、貸金業の規制等に関する法律（以下、「貸金業規制法」）及び出資法の一部改正法のいわゆる「ヤミ金融対策法」が制定された際、これらの法律の施行後3年を目処に見直すこととされ、その時期は平成19年1月とされています。

現在、わが国の公定歩合は年0.10%、銀行の貸出約定平均金利は年2.0%以下という超低金利状況下であるにもかかわらず、年29.2%という出資法の上限金利は異常なまでに高金利となっています。

金融庁が実施した世論調査によれば、貯蓄のない家庭が約2割を占め、多くの人たちがパート労働や契約社員などで収入の安定が確保できない環境の下にさらされ、いまだ一般市民には生活の豊かさを感じ取ることができないのが実情です。

さらに、年収が低いことに伴い、突発的な資金需要や病気・けがなどによって働き手に何かあれば、出資法上の異常なまでの高金利で借金せざるを得ず、結果として返済困難に陥るのは目に見える状況です。

リストラや倒産による失業など厳しい経済情勢等の中で、一般市民が安心して生活できる消費者信用市場の構築と多重債務問題の抜本的解決のためには、出資法の上限金利を少なくとも利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが必要です。

一方、貸金業規制法第43条は、債務者が利息制限法の制限を超える利息を「任意に」支払った場合、貸金業者が法定の契約書面及び受取書面を適切に交付していた場合に限り、これを「有効な利息の支払とみなす」と規定しています。

しかしながら、厳格な条件を満たした場合に認められるとはいえ、この利息制限法の例外を認める、いわゆる「みなし弁済規定」の存在が、貸金業者の利息制限法違反金利での貸付けを助長し、多くの多重債務者を生み出しているとともに、「資金需要者の利益の保護を図る」という貸金業規制法自体の目的規定とも相容れないものとなっています。さらに、出資法附則に定める日賦貸金業者については、厳格に要件を守らず違反行為が横行し、悪質な取立ての温床にもなっていることなどから、日賦貸金業者に認められて

いる年5 4.7 5 %という特例金利を直ちに廃止する必要があります。

よって、政府においては、「出資法」及び「貸金業規制法」の改正について実現を図るよう強く要望します。

記

1 「出資法」の改正

(1) 現行法の上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げること。また、特例措置の設置及び施行までの経過期間の導入をしないこと。

(2) 現行法における日賦貸金業者に対する特例金利を廃止すること。

2 「貸金業規制法」の改正

(1) 現行法4 3条のみなし弁済規定を撤廃すること。

以上、地方自治法第9 9条の規定により意見書を提出する。

平成1 8年 9 月2 7日

大空町議会議長 後 藤 幸太郎